

【施設・支援団体の方対象】

マイナンバーカードの代理での手続助成金について

マイナンバーカードの初めての申請において、自身での申請やカード受領が困難な対象者(以下 2)の方のために、代理申請及び代理受領(交付)のサポートをしていただく、姫路市内の支援者及び施設等の団体(以下 1)に対し、一人一手続当たり2,000円の助成を行います。

1 助成金の支払い対象の要件

- ・ 姫路市内に事業所を要する施設及び支援団体であって、マイナンバーカードの新規申請及び受領(交付)手続に支援を要する方へのサポートを行う施設等が対象(支援者が個人の場合は対象外)
- ・ 事前に姫路市と調整し、対象者の氏名・人数・日程・申請方法・住民票の所在地・準備物等を届け出た上、承認を得ること(事後の申し出は助成対象外)
- ・ 支援団体や施設が姫路市内であれば、対象者が姫路市に住民票がなくても、申請サポートの場合は助成対象です。受領(交付)サポートの場合はカード交付が住民票登録市町村にて行われるので、市外に住民票がある方は助成の対象外。
- ・ 支援者であっても、法定代理人(成年後見人等)の場合は助成の対象外。

2 代理での申請及び受領(交付)の支援が行われる対象者の要件

- (1) 施設に入所している方
 - (2) 要介護・要支援認定を受けている方
 - (3) 障害のある方
 - (4) 長期入院している方(概ね3か月以上入院している方を対象とします。)
 - (5) 75歳以上の方
 - (6) 成年被後見人、被保佐人、被補助人である方
 - (7) 社会的参加を回避し、概ね家庭にとどまり続けている状態にある方(いわゆる引きこもり状態にある方)
- ※対象の施設等の定義や細かな対象確認については、事前協議の際に説明いたします。

3 助成金の額

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| (1) マイナンバーカードの新規申請サポート | 一人1件あたり 2,000 円 |
| (2) マイナンバーカードの受領(交付)サポート | 一人1件あたり 2,000 円 |

※対象者の新規申請サポートと受領(交付)サポートを両方支援した場合は 4,000 円

※施設入所の場合、上記(1)の場合は対象者が姫路市民以外の場合でも対象。

なお、カードの交付は支援対象者の住民票所在地での手続となるため、姫路市民以外は対象外となります。



問い合わせ先はこちらまで

- ・ 姫路市マイナンバーコールセンター
電話：079-221-2150
- ・ 姫路市住民窓口センター
マイナンバーカード担当
電話：079-221-2844



4 支援の内容

(1) マイナンバーカードの新規申請サポート

- ①支援団体や施設のパソコンやスマートフォンで対象者の申請書 ID を読み取ってオンライン申請
- ②紙の申請書（事前にマイナンバーカード総合サイトでダウンロードするか、市の窓口で交付してもらう。）
に対象者の写真を貼り、「地方公共団体情報システム機構 個人番号カード交付申請書受付センター」に
郵送するか、市の窓口（出先機関含む）に持ち込む
- ③街中の証明写真機（対象機器かどうかご確認ください。）に申請書 ID を読み取って、写真を撮影して申請

(2) マイナンバーカードの受領（交付）サポート

姫路市においては市役所本庁舎でのみ交付を行っています。

- ・午前 8 時 35 分から午後 5 時 20 分まで（土日祝日及び年末年始は除く）
- ・休日交付窓口：午前 10 時から午前 12 時まで開設。（月 1 回：日程はホームページで確認を！）

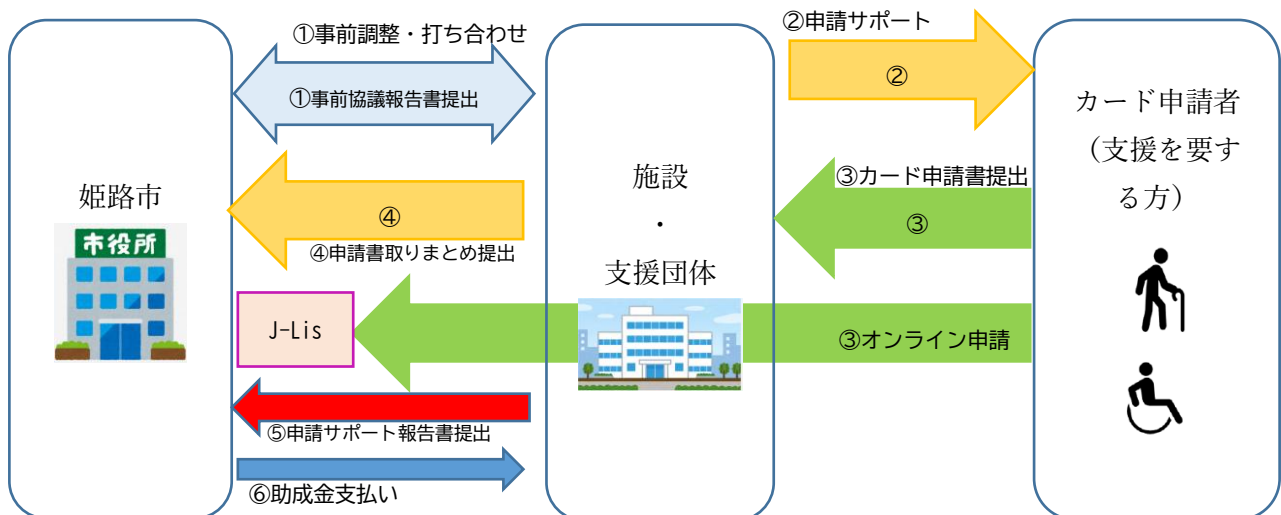
事前に一覧を提出の上、交付手続の予約をしてください。

【必要物】対象者本人の本人確認資料と交付手続に来所される支援者の本人確認資料等

必要物の詳細は姫路市マイナンバーカードコールセンター（電話：221-2150）で確認を！

5 サポート手続の流れ

(1) マイナンバーカードの新規申請サポート



(2) マイナンバーカードの受領（交付）サポート

